

第8回江南市市民協働・市民活動推進協議会 会議要旨

会議名：第8回江南市市民協働・市民活動推進協議会

開催日時：令和元年5月23日（木）午後2時00分～午後3時15分

場所：江南市役所 防災センター2階 防災セミナー室北

委員：出席委員7名

伊藤 由香（学識経験者）

後藤 正敏（公募市民）

中村 健一（公募市民）

齋藤 雅治（市民活動団体関係者）

早瀬 裕子（市民活動団体関係者）

新 英子（市民活動団体関係者）

水野 浩子（市民活動団体関係者）

河田 正広（市職員）

事務局：片野 富男（企画部長）

稲波 克純（地方創生推進課主幹）

梶浦 太志（地方創生推進課地域協働グループリーダー）

原 知美（地方創生推進課地域協働グループ）

資料1：第7回江南市市民協働・市民活動推進協議会の振り返りについて

資料2：江南市市民活動団体アンケート調査票（案）

資料3：江南市地域まちづくり補助事業令和2年度募集要領（案）

資料4：令和2年度江南市地域まちづくり補助事業審査要領（案）

資料5：布袋駅東複合公共施設 交流スペースの機能の見直しについて（案）

資料6：布袋駅東複合公共施設 供用開始までのスケジュール

資料7：令和元年度江南市市民協働・市民活動推進協議会のスケジュール予定

議題	1. 地域まちづくり補助事業について
	2. 市民・協働ステーションについて
	3. その他

議題

1. 江南市地域まちづくり補助事業について

○事務局から、資料1・2について説明がありました。

中村委員	回答方法が選択式となっているため、回答しやすくいいと思う。過去に補助事業を申請していない団体等にアンケート調査をしたことはありますか。
事務局	まちづくり補助事業を申請したことがない団体を含め、アンケート調査を行ったことはありません。
会長	アンケート調査票を作成するにあたり、参考にしたものはありますか。また、助成金の回答についての調査結果はありますか。
事務局	他市町村が実施している市民活動団体向けのアンケート調査を参考にしています。参考にしたアンケート調査について、市民活動センターに関する質問や市からの支援（講座開催のテーマ等）について問われており、助成金についての設問はありませんでした。
齋藤委員	問14については何を意図して質問をしていますか。
事務局	現在、市民・協働ステーションには印刷機、裁断機、紙折り機が設置してありますが、団体が持っている事務機器等を市民・協働ステーションに設置して、他団体も利用できるような仕組みを始めた場合、どれだけの団体が参加していただけるかを聞いています。皆さんにわかりやすいように修正します。

○事務局から、資料3、4について説明がありました。

中村委員	今年度募集についても新規事業を受け付けしていただきたいです。新旧2つの制度を設け、事業を進めていく事にはどうですか。又は、制度変更前に1年目で事業を実施した団体は2年目以降申請する際に新旧どちらかの制度を選択できるようにしてはどうですか。
会長	2つの制度で、実施することは可能ですか。
事務局	制度変更前に申請があった団体は旧制度、制度変更後に申請があった団体は新制度と分けて考えることは可能です。
齋藤委員	2つの制度で運用することが可能であれば、今年度も新規募集はしてほしいです。展開コースを単年度のみの制度にしてしまうと、1つの事業を2年、3年と育てていき、自立させていくことを目的としている補助金のため、制度の意図とは違ったものになってしまいます。 申請件数については、今までも少ない年もあれば、翌年は多く申請されることもあったので、見守る事も必要かと思えます。それでも低迷が続いたり、申請件数が0件になってしまったら、アンケート結果を厳正

	に受け止めるべきであると思います。
会長	これまでの委員の意見をまとめると、今年度についても新規募集をしていただきたいとのことです。続いて、補助期間、補助率について意見はありますか。
齋藤委員	現行の補助期間、補助率で何か問題があるということですか。それとも委員で何か意見があればということですか。
事務局	現在、市の補助金、交付金等について全庁的に見直しを進めています。その中で、まちづくり補助金について、現状のままでいい、もっと手厚くしなければいけないという意見があった一方、補助率に関してパーセントが高いので、もっと下げてもいいのではないかという意見もありました。そのため、補助期間や補助率について委員の皆さんの意見をお伺いしたいです。また、今年度の募集については昨年度の募集要領と同様とし、来年度募集について検討する旨、ご了解いただきたいです。
中村委員	補助率について、他の補助金と比較すると高いかもしれませんが、市民活動の性格上、一般企業とは違うので、今の補助金の制度のままで進めていただきたいです。
齋藤委員	他市町村の補助金制度を見てみると、補助率が50%の補助金もありますが、補助金額の上限額が30万円から40万円程度となっています。まちづくり補助金の上限額は展開コースが10万円而他市町村の補助金制度と比べても金額が低いので、現行の補助率を保っていただきたいです。連携コースについても上限額は20万円で、複数の団体で連携して事業を行う団体にとって余裕のある補助金額、補助率ではないと思います。
中村委員	市の予算の大枠も決まっていると思うので、その予算の範囲内で補助金を有効活用していただきたいです。補助率を市民活動以外の他の補助金と比較するのではなく、どのようにしたら市民活動が活性化するか考えて制度設計をすることが必要であると思います。
会長	補助率を毎年減らしていく意味は、団体が自立していく事を促すために行おうとしているものですか。
齋藤委員	自立を促したいなら、事業内で収入のあった参加費等を補助対象経費の合計から引かないような制度にしてほしいです。
水野委員	補助金を獲得しようと考えている団体としては、そういう制度であると理解して申請します。初年度で、備品等を充実させれば、2年目、3年目と補助率が減っても活動はできると思います。なので、申請団体の活動方法や計画によって変わってくるのではないのでしょうか。
中村委員	3年間補助率80%で団体として力がつくのか、補助率を減少させる

	ことで力がつくのかは検証してみないとわかりませんが、自立を促すのであれば、段階的に補助率を下げることも一つの案であると思います。
水野委員	補助率を減らしていく事は、団体が活動費について自分で考えなければいけないので、成長をさせる面ではいいと思います。
齋藤委員	その場合は、サポート体制を強化しないといけないと思います。制度の意図を申請団体にくみ取ってもらう事で、申請団体の意識付けにも繋がると思います。
水野委員	相談業務の中で、どの程度サポートできるのか。推進協議会の中で、申請団体の状況をシェアできると申請団体に合った相談が提案できると思います。
会長	今年度の募集については、現行のままで進めていき、次年度以降の募集については、なるべく補助率は下げないで進めていただきたいと思います。

2. 市民・協働ステーションについて

○事務局から、資料5、6について説明がありました。

会長	資料5について、委員から要望があった場合は、反映されますか。
事務局	いただいた意見全てをそのまま反映することは難しいですが、意見等あれば事務局で検討いたします。

3. その他

○事務局から、資料7について説明がありました。

第 7 回江南市市民協働・市民活動推進協議会の振り返りについて

事務局：平成 31 年度江南市地域まちづくり補助事業の採択結果の報告と応募件数についての分析、募集方法等補助金制度の見直しについて説明

●応募件数の減少についての意見(第 7 回市民協働・市民活動推進協議会 会議要旨 抜粋)

応募件数は制度を検討するうえでの重要な尺度であると思います。

しかし、補助制度がどのように機能しているのか、これまでに補助を受けた事業がどうなっているのか、補助を受けたことで今まで事業を続けられたのか、それとも活動を続けられなかったのか、補助事業の現在を検証できればいいと思います。

どういう制度の在り方が理想なのか、活用状況のイメージを持つことが大切だと思います。市民活動がすごく活性化して、応募が殺到し、その中から選ぶというようなものが理想なのではないかと思います。

数値目標としては、年間 10 団体位の応募があり、審査により 7、8 団体が採択されるようなイメージを目標として掲げ、その土台として市民活動が活性化しているということだと思います。

そのためにも、制度設計を見直すことも必要だと思います。

市民活動を活性化していくためには、上手くいかなかったところの原因を探ることで、どういふサポートが必要なのか検討できると思います。



「市民活動団体アンケート調査」を実施

【アンケート対象者】

- ①江南市に登録している NPO・ボランティア団体
- ②江南市地域まちづくり補助金を活用したことがある団体

●団体運営への補助についての意見(第 7 回市民協働・市民活動推進協議会 会議要旨 抜粋)

団体運営を補助すれば、いくらかは申請が増えるかもしれません。

運営費補助だと補助対象の費目をどうするのか、線引きが難しいです。



結論：団体運営への補助について、県内の市町村に調査をしましたが、純粋に団体の運営費を補助する制度はありませんでした。

運営費補助も事業計画を提出してもらい、審査することになると、どこまでを補助対象とするのか判断が難しいため、団体運営への補助は現在のところ、考えておりません。団体からの要望等が多くあった場合に再度検討いたします。

第7回江南市市民協働・市民活動推進協議会 会議要旨

会議名：第7回江南市市民協働・市民活動推進協議会

開催日時：平成31年2月5日（火）午後2時30分～午後4時

場所：江南市役所防災センター3階 仮眠待機室

委員：出席委員8名

中村 健一（公募市民）

後藤 正敏（公募市民）

齋藤 雅治（市民活動団体関係者）

早瀬 裕子（市民活動団体関係者）

新 英子（市民活動団体関係者）

水野 浩子（市民活動団体関係者）

伊藤 光洋（江南市社会福祉協議会職員）

坪内 俊宣（市職員）

事務局：片野 富男（企画部長）

矢橋 尚子（地方創生推進課地域協働グループリーダー）

加納 康陽（地方創生推進課地域協働グループ）

資料1：平成31年度まちづくり補助事業採択事業一覧表

資料2：地域まちづくり補助事業 採択団体一覧

資料3：平成30年度NPOに対する補助金等

資料4：第6回江南市市民協働・市民活動推進協議会 要旨

資料5：布袋駅東複合公共施設基本計画の見直しについて

資料6：布袋駅東複合公共施設 開館時間及び休館日一覧

資料7：県内市民活動センター 開館時間等について

資料8：市民・協働ステーション利用状況について

参考1：NPO・ボランティア講座 チラシ

参考2：災害ボランティアセンターのレイアウト図について

議題	1. 地域まちづくり補助事業について
	2. 市民・協働ステーションについて
	3. その他

議題

1. 江南市地域まちづくり補助事業について

○事務局から、平成31年度江南市地域まちづくり補助事業の採択結果の報告と応募件数についての分析、募集方法等補助金制度の見直しについて説明がありました。

伊藤委員	地域まちづくり補助事業への相談がこれまでに何件あったのか。相談会には参加したが、この補助金の趣旨に合わないので申請されなかったものもあるとは思いますが、どれくらいありましたか。
事務局	過去3年の相談件数は、平成28年が5件、平成29年度が8件、平成30年が4件でした。窓口で補助制度の問合せや相談は、毎年複数件受けています。
伊藤委員	目ぼしい団体からの申請は1回りした感じがある。3年やったら1区切りになる団体が多く、その後も続けるというのは難しいのかもしれない。
事務局	今年度事業を実施している「江南ノルディックウォーククラブ」は、自立して事業を拡大していますので、申請されていません。
伊藤委員	今回、3件のうち採択が2件、不採択が1件でしたが、不採択の理由は何だったのでしょうか。
事務局	審査員からは、団体の設立目的と事業内容がどのようにつながるのかわからない。事業自体の目的が抽象的過ぎて補助対象なのか理解しづらい。市民ニーズ、公益性という観点から広く市民に求められているものなのかわからないなどの意見がございました。
中村委員	応募件数は制度を検討するうえでの重要な尺度であると思います。 しかし、補助制度がどのように機能しているのか、これまでに補助を受けた事業がどうなっているのか、補助を受けたことで今まで事業を続けられたのか、それとも活動を続けられなかったのか、補助事業の現在を検証できればいいと思います。 どういう制度の在り方が理想なのか、活用状況のイメージを持つことが大切だと思います。市民活動がすごく活性化して、応募が殺到し、その中から選ぶというようなものが理想なのではないかと思います。 数値目標としては、年間10団体位の応募があり、審査により7、8団体が採択されるようなイメージを目標として掲げ、その土台として市民活動が活性化しているということだと思います。 そのためにも、制度設計を見直すことも必要だと思います。 今の補助金は上限が定額ですけど、2年目、3年目で段階的に低減していったら、自己資金の割合を増やしていき、自立を促すという制度設計にするとか、市民活動を活性化させるということで、市民活動を立ち

	<p>上げたときに団体に補助するという制度に変えていくのはどうかと考えています。今までは事業に対する補助で、単独の団体の事業か連携する複数の団体の事業でしたが、団体同士の連携はあまり機能しないのではないかと感じています。そのため、単独の団体の事業への補助は残し、連携コースの代わりに団体の立ち上げへの補助を柱にしてはどうかと考えています。応募数が増え、新しい団体が生まれ、より活動が活発になるような制度設計にしてはどうかと思います。</p> <p>他市町のスタートアップへの補助金を参考にしながら、検討してはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>これまでに補助金を受けた団体に対し、現在の活動を検証するために、補助期間終了後から現在までの主な活動内容とPRできることがあればHPに掲載するように募集しましたが、本日までに回答があったのは、「NPO法人子どもと文化の森」と「織音」の2団体のみです。また回答がありましたら、随時掲載したいと考えています。</p>
中村委員	<p>「織音」は補助期間が1年ですが、その後も活動を続けているのですか。</p>
事務局	<p>補助期間に作られた楽曲を織音が開催するコンサートの中で定期的に演奏し、楽譜を書き起こして配布するなど活用されています。</p>
中村委員	<p>フェリーチェも道具を揃えられて活動を続けられているのかなと思っていますがいかがですか。</p>
事務局	<p>今年度までが補助期間で、昨年度までに行った保育園等からは継続的に依頼を受けていると聞いていますので、自立に向けて順調に事業が展開できていると思います。</p>
中村委員	<p>市民活動を活性化していくためには、上手くいかなかったところの原因を探ることで、どういうサポートが必要なのか検討できると思います。</p>
事務局	<p>団体の立ち上げに対する補助金については、他市町の事例を調べている段階ですが、今すぐに制度化することは難しいと感じています。</p> <p>事業を実施していないうちに補助金を交付して、もしも事業結果が伴わなかったらどうするのか。立ち上げに際してどこの部分まで補助するのか。どのように審査するのかなどの問題がありますので、徐々に検討を重ねていく必要があると考えています。</p> <p>審査を団体の立ち上げ後に実施する事業内容で精査することになると事業費補助と立ち上げ補助の何が違うのかわからなくなってしまうのではないかと。事業費補助は上限10万円、立ち上げ補助は上限5万円とした場合、事業を実施するなら初めから10万円がもらえる事業費補</p>

	<p>助で申請してくるのではないかと想像しており、そうすると新たに制度を設けても活用されないのではないかと懸念しています。</p>
齋藤委員	<p>これからは焦らずに制度を見守っていくしかないと思います。これまでに申請された団体を見るとよく聞くとところはあらかた出た感じです。活動が多岐に渡る団体であれば、事業内容を分けて申請することもできるが、いくつも事業を抱えているところはほとんどないので、1回補助金を使ってしまうと、同じ事業内容ではもう使えないので、常に新しい活動を併せて考えているような団体でないと難しいです。</p> <p>犬山市では、プレゼンテーションでの評価は低くても、活動自体に価値があれば、申請額のうちいくらかを補助しています。同じ事業の継続でも対象となるので、毎年、少ない金額でも貰うために申請してくる団体もあります。</p> <p>あくまでも補助金に頼って活動してもらうことが主旨ではないので、ひと通り目ぼしい団体が旅立ったら、申請が少なくなることはやむを得ないと思います。</p> <p>団体運営を補助すれば、いくらかは申請が増えるかもしれません。</p>
事務局	<p>団体運営への補助についても調べましたが、県内の市町村では純粋に団体の運営費を補助する制度はありませんでした。</p> <p>運営費補助も事業計画を提出してもらい、審査することになると、どこまでを補助対象とするのか判断が難しいと思います。</p>
齋藤委員	<p>確かに運営費補助だと補助対象の費目をどうするのか、線引きが難しいです。</p>
後藤委員	<p>地域の中には元気のいいご婦人方が多くいらっしゃる。その方たちに聞くと、自分たちだけでやっている所以他には特に必要ないと言われます。団体の中には、そういう意見もあるのではないのでしょうか。</p>
伊藤委員	<p>10万円、20万円という大きな金額が必要な事業ではないけれど、自分たちの持ち出しでは少し足りないので2～3万円位支援してほしいという要望はあると思います。</p> <p>金額の大小ではありませんが、もっと簡単に申請できるといいと思います。</p>
事務局	<p>補助金である以上、審査は行わないといけないので、事業内容や予算等の審査に必要な項目を網羅する申請書の提出は必要です。</p>
齋藤委員	<p>事業実施前に審査するので申請書は必要になるが、賞金制度にすれば必要ないのではないのでしょうか。賞金制度なら1年間自分たちが頑張ってきたことを審査会でアピールして、入選したら賞金がもらえるというものです。</p>

2. 市民・協働ステーションについて

○事務局から、先進地視察について報告がありました。

○事務局から、布袋駅東複合公共施設について説明がありました。

後藤委員	図書館が布袋駅東複合公共施設に移設される計画ですが、現在の図書館の建物はどうなるのですか。江南市には著名な画家や書家がいるので美術館やふくらの家を移設するなど活用してはどうでしょうか。
事務局	図書館の建物については、未定となっておりますので、所管しております担当課にご相談いただきたいと思います。 本日は、布袋駅東複合公共施設の開館時間と休館日について、ご意見をいただきたいと思います。
齋藤委員	人員配置はどのようになりますか。
事務局	人員配置は、開館時間等が決まりましたら必要数の見込みが立ちますので、まずは開館時間等からご検討いただきたいと思います。 来年度の間に、交流スペースの仕様や人員配置、講座、運営等について検討し、提言書にまとめていただきたいと思います。 開館時間は、近隣の公共施設が21時30分まで貸会議室を行っており、利用者からすると借りられる時間の長い方から予約されると思いますので、合わせております。管理の仕方は、公民館や学習等供用施設のように夜間管理をご近所の方にお願ひすることができるのかどうか、市民文化会館のように前日までに予約が入っていなければ閉館し、当日予約はお断りするとするのかどれが適しているか研究したいと考えております。
齋藤委員	ぜひ21時30分まで利用できるようにしてほしいです。夜間に利用できるから活動できる団体もあると思います。昼間と比べると利用率は低いと思いますが、他の市民活動センターでも夜間に開館しているので必要ではあると思います。
坪内委員	予約が入っていなければ夜間は無人になるので閉館し、予約が入っている時だけどなたかに施錠をお願いするのか。施錠方法をどうするのかを検討しないといけない。
齋藤委員	イベントの募集等で、仕事終わりに申込みや問合せの電話をしてきたときに、スタッフが取れないと申込みに繋がらないので、市民活動センターの開館時間も伸ばしてほしいと思います。そんなに多いわけではないかもしれないけれど、スタッフの常駐時間が17時までだと日中に仕事をしている人からすると不便になってしまうと思います。
坪内委員	スタッフが残業することはあると思いますが、その時間帯まで正式に開館するかは検討する必要があると思います。

伊藤委員	<p>開館時間と人員配置が議論になっていますが、施設の管理だけならば、夜間管理はシルバー人材センターに委託して、会議室の貸し出しだけを行ってもらえることはできると思います。ただし、問題になるのは、何か相談があったときに断れるのか、いろいろなことを求められたときにその場にいる人がどこまで対応できるのかだと思います。センターの機能を何時まで持たせるのかを議論する必要があると思います。</p> <p>いつでも相談業務までできる人がいることを求めたら、9時から21時30分までそこに常駐しなければいけなくなってしまいます。管理だけの人と相談等の業務を兼務できる人で人工の使い分けをしておかないと兼務できるスタッフがずっといないといけないのは厳しいと思います。</p>
中村委員	<p>布袋駅東複合公共施設内の各施設は完全に分離しているのですか。図書館の受付の人に17時以降にちょっと対応してもらったり、総合受付を置くことはできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>施設ごとは独立しており、他の施設に対応をお願いするとなると正式な依頼が必要になると思います。</p> <p>建物自体は警備会社に管理をしてもらうことになると思われま。施錠や消灯くらいは、そこをお願いできないかとも考えています。警備会社に依頼するのか、夜間管理人をお願いするのか、費用面での課題もあります。</p>
齋藤委員	<p>施設管理の管理人とは別に、市民活動センターの職員としてコーディネート業務を行う相談員を雇うのであれば、全く働き方は違うと思います。</p>
坪内委員	<p>受託NPO（受け手）が曜日によってスタッフを増減させたりするのは柔軟に対処してもらえばいいと思います。</p> <p>確かにスタッフの常駐時間を延ばせばいいんでしょうけれども、受け手が契約金額の中でどこまでやっていただけるかはわかりません。</p>
齋藤委員	<p>犬山のセンターは、登録団体に鍵を貸しているもので、24時間利用可能です。スタッフの常駐時間は、9時から17時ですけれども、上手くシフトを組み換えながらやっています。</p> <p>施設管理のために9時から21時30分までは事務室に必ず人いて、対応してくれる状態ができるのであれば、その人に電話対応くらいはお願いして、管理とは別に相談員には、1日8時間の月何日みたいな勤務で働いてもらうのがいいと思います。相手の団体の都合に合わせて必要であれば早朝の出勤や、夜間の勤務になることもあるので、どこまでを仕事としてカウントするかはその時々で折り合いをつけることになると思います。</p>

	<p>事務室に2人常駐して対応するなら対等の人が2人座るのか役割の違う人が座るのかで、イメージが違ってきます。交流スペースは9時から21時30分までは開いているけれど、市民活動センターとしては9時から17時までしか開いてないのは、役割の違いで分けているのかなと思っていました。</p>
事務局	<p>コーディネーターや相談などの市民活動センターとしての機能は17時まで、貸会議室は21時30分までで想定しています。17時以降の貸会議室の部分までスタッフがいる必要はないので、無人でも使えるように、施錠だけ21時30分にしてもらおうのか、シルバー人材センターに依頼し、事務室で貸会議室業務だけやってもらおうのかということや、コーディネーターや相談の質や量についても、どれくらい時間外にやるのが想定されるのかも、今後1年かけて検討していければと思っています。</p>
齋藤委員	<p>現在、犬山では団体や個人で活動している方にインタビューして聞き取った内容を集めてビックデータを作っていますが、伺うためにアポイントを取ると日中に伺える方は3分の2くらい、残りの3分の1くらいは17時以降がいいという方です。担当している職員は、今の期間だけ1日8時間のフレックスタイムで勤務しており、19時に会うことになっているなら、午前中は休んで午後から出勤するとか、午前中に勤務して、午後は休んで、夜から会いに行くとか仕事の時間をフレキシブルに組み替える働き方をしてもらっています。日中捕まらない人は、仕事や活動中で手が離せないということもあります。案外、仕事を引退されている方でも、話を聞こうと思つと夜でないと時間が取れないと言われることがあるので、9時から17時で市民活動センターの動きを制限するのは、もしかすると現実的ではないのかもしれないです。</p>
早瀬委員	<p>最近の働き方として、工場などは3交代で24時間動いているので、ふくらの家でも相談をやるのは夜が多く、残業してやっています。働いている若者が相談したいと思うと17時ではとても無理だと思います。17時で帰ってこられる人は、本当に数少ないと思います。</p>
齋藤委員	<p>センター機能については、曜日によって相談の受付時間をずらしたり、コーディネーターがフレックスタイムで働ける環境を作ることで対応できますが、相談窓口を作った以上、相談員を常駐させないといけないと思いますが、開館時間内で上手くやっているセンターも聞いたことがないので、どこも担当者が時間外に対応していると思います。しかし、時間外対応ありきで21時30分までやってもらおうというのは考慮してもらいたいと思います。</p>

坪内委員	<p>9時から17時まではセンター業務をやってもらいたいと思っています。センターの委託を募集するときに受け手がどう判断するかだと思いますが、江南市は17時までと言っているけれど、19時までスタッフを常駐させてやりますという提案があれば、17時以降も対応することができると思います。しかし、最初から19時とか20時までやってくださいというのは費用面で難しいのかなと思います。</p>
中村委員	<p>コアの時間をどうするのか、他の時間を受け手の事業者がフレキシブルにやるのかはまた別の話なので、今はコアの時間を9時から17時にしていますが、10時から18時でもいいのかもしれないです。</p>
坪内委員	<p>曜日によって相談が少ない場合もあると思います。人員配置は曜日ごとにやればいいのかと思っています。</p> <p>勤務時間を「10時から18時」にずらしても時間数は変わらないですけど、交流スペースは9時には開館するので、8時30分くらいには鍵を開けるために出勤してもらうことになります。事務所を開けてセンターは10時からですというのももったいないと思います。</p> <p>相談業務は何時からでもいいと思いますが、例えば、最低1日2時間、週何回は相談業務を行ってくださいといった委託仕様書にしたとして、何時から何時までにするのかは受け手の提案で行ってもらえればいいと思います。</p>
事務局	<p>このくらいはしてもらいたいというところまでを提言でまとめて、それに合わせて予算の積算を行います。</p> <p>特に相談業務については、現状を見ていただいてもわかるように、私たち職員では人手も知識も手薄なので、外部の経験豊富なNPO等にやっていただきたいと思っています。</p>
齋藤委員	<p>市民活動センターの職員が集まる会議の中でも、アウトリーチの話は出てきますが、実際に活動者にインタビューに行ってみると、来てくれれば話すけど、困っていることがあってもわざわざセンターまで行かないというところもありました。もちろんセンターに一定数相談に来るといふ事例もあるので、窓口を開くことが無駄だとは思わないけれど、積極的にセンターの外に出られるような仕様になるといいと思います。</p>
中村委員	<p>1日8時間、週48時間想定センター機能の人件費という仕様だけを決めて、あとは提案してもらえばいいと思います。</p>
事務局	<p>市が直接相談員を雇うわけではないので、最低限お願いしたいところまでを委託仕様書に盛り込み、その上で受け手が、市の考えた仕様書よりも、市民活動を支援する上でさらに工夫できることや、効果的、合理化できることがあればやってもらいたいと思います。</p>

齋藤委員	<p>小牧市や大口町は、市民活動センターが必要だという人が出てきて、後から行政が支援したという経緯がありましたが、江南市はお金も場所も先に用意してもらえるのは贅沢なことだと思います。</p>
事務局	<p>市民活動センターの設置施設の供用開始が延びていますが、例えば、NPOさんが、江南市の市民活動の支援のためにセンター運営に取組みたいという熱意、事業計画があれば、布袋駅東複合公共施設にこだわらず、他の場所で前倒しでもやりたいと思っています。</p> <p>布袋駅東複合公共施設の建設が延びたから、センターの開設も延ばすという受け身ではなく、1日でも早くNPOさんと一緒にやっていきたいという気持ちです。どこかでセンターをスタートして、拠点施設が出来たら、そこに移るように2段階で進めることも可能だと思います。</p> <p>ただ、小牧市や大口町は、ぜひ私たちと一緒にやりましょうというNPO側からの動きが先にあって、それを受けてセンターを整備していました。江南市でもそういうNPO側からの動きがないと、せっかく施設を整備しても、利用が少ない結果にもなりかねません。</p> <p>それぞれのセンターの生い立ちは違いましたが、良いところは取入れていきたいと思っています。</p>
水野委員	<p>「まちなつと大口」は、自分たちで自主的に動いているから絡みやすいのだと思います。普段は「まちなつと大口」が窓口になって、何かあったときには行政がサポートしてくれるというやり方は、参考にできると思います。やはり自主的にやりたいという人が集まったところからやっていくというのがいいと思います。</p>
伊藤委員	<p>視察を欠席したのでお伺いしますが、「こまき市民活動ネットワーク」はセンターのスタッフ体制で常勤4名うち3名は市の委託料で、1名は自身で雇用しているということですが、自分達で自主財源を確保しているということですか。</p>
事務局	<p>小牧市民活動センターの仕様書では、人件費は3人で積算しており、センター業務を専属で行っているのではなく、自主事業もやっているためスタッフを仕様よりも1名プラスして4人で実務をしていました。</p>
伊藤委員	<p>センター専属なら3人分の仕事だけど、自主事業もやるから実質4人で仕事を分けて動かすことでスケールメリットが大きくなっている。</p>
事務局	<p>「まちなつと大口」も自主事業と町の委託事業を合わせて事業規模を大きくしながら効率的にやる感じでした。</p> <p>仕様書では、人数まで規定せず業務内容に合わせてどれくらいの人数がいるかは受け手側の判断でいいと考えています。</p>
伊藤委員	<p>江南市でも専属では厳しいかもしれないので、いろいろな事業を合わ</p>

	せてサイズを大きくすれば雇い入れることができるのではないか。
水野委員	「まちねっと大口」は、他からも事業委託を受けてお金を貰っています。
伊藤委員	センターの管理委託以外にもいろいろな事業委託を受けて、行政とすり合わせをしながら主体的に企画を実施するということですね。
事務局	大口町は、大口町民活動センターの活性化事業を委託していきまして、町が求める業務内容に対して受け手が企画書を提案し、委託先を決めており、「まちねっと大口」では、5つの事業分野で様々な事業を行っており、助成金や会計、団体設立の相談など幅広く相談業務も受け付けています。 受付代行や事務の代行も行っており、委託を受けて販売代行も行って、自主財源を確保しています。
水野委員	販売代行は、チケットの販売です。チケットの販売手数料が自主財源になっています。
伊藤委員	江南市でも講座等は委託で行っており、さらに、地域まちづくり補助事業や、推進協議会、地域まちづくりフォーラムを委託の中で実施するようになる感じでしょうか。
事務局	委託料を2次配分して受託事業者が補助金の決定をすることは難しいと思います。「まちねっと大口」でも審査会の進行や事前準備をするところまでだと思います。 受託事業者は、補助金申請や審査会のサポートをし、補助金としては市が決定し、交付することになります。受託事業者の自主財源で補助金を出すことはできます。 民間にもいろいろな補助金・助成金があるので、対象となるものを紹介するようなコーディネーターができるのが一番良いと思います。私たちも知らない財団、助成制度も沢山あるので、紹介や申請のサポート、事業計画のサポートをする、外部の力と江南市の市民活動をコーディネートできるといいと思います。
伊藤委員	NPOが寄付を募って、集まったお金を基金にして、市民活動に配分するということができますか。
齋藤委員	基金にすることはできますが、それを本業にしようとする、財団法人を目指していった方がいい。
伊藤委員	例えば、地域まちづくり補助事業は、市が主になってやっているの、市の意向によるところが大きくて、改革やスピード感を持って交付しようと思うと厳しいと思います。NPOとして自主財源を寄付で募って、基金として団体に独自に配分できるようにする制度を目指す場合には、

	<p>寄付を集めるNPOの目的を明確にし、法人として信用を確保した上で、寄付を募る方が、寄付する方もこの寄付はこの活動のために積みますというのがわかりやすいと思います。</p> <p>また、NPO法人の運営への寄付とセットでやれば、自主財源の確保ができるのではないのでしょうか。</p>
齋藤委員	<p>事業の基金が団体内部で使われているように受け取られると問題があるので、しっかりと広報をして、外部団体が補助を受けて事業を実施しているという状況を作らないといけない。</p>
伊藤委員	<p>ちょっとした団体のチャレンジに補助金を出したいときに、受託団体の判断で5万でも10万でも交付できる仕組みがあればいいなと思います。できるのかどうか、制度をしっかりと検証し、これまでの市の補助金と組み合わせればより効果を発揮できるのではないのでしょうか。</p>
坪内委員	<p>最近ではネット上で団体がクラウドファンディングをできるように支援する仕組みもあります。また、企業に対し、団体がプレゼンテーションし、活動に対して応援してもらおうというマッチングをしているところもあります。市の補助金は単年度の交付となりますが、民間の助成には、4月から3月といった行政の設定する年度の区切りになっていないものもあり、行政よりも機動的な支援が期待できます。</p>
伊藤委員	<p>いろいろなポイントを議論すると、行政では事業実績や、申請のための書類、元々補助金の財源が税金である特性上、市民活動の開拓性や流行に合わせてチャレンジするスピード感というのは、相容れないところがあると思います。委託の中で担保される市の補助金の方の部分と受け手の団体が開拓性やスピード感を持って独自に行う補助金が組み合わせればいいと思います。</p>
事務局	<p>市がこれまで実施してきた講座等も受け手が自主事業として実施することで、市が担っていた事業もお任せしたいと考えています。ただし、仕様書どおりの事業のみを行うということであれば、今までと同じことになるかもしれません。</p> <p>地域まちづくり補助制度が将来どうなっていくかは定かではありませんが、補助金という形ではなくても、何らかの形で活動を支援していきたいと考えています。</p> <p>民間の助成金の事業計画をいっしょに立てるサポートをしていくというのも支援の1つの方法だと思っています。多くの人から共感が得られる事業であれば採択されるでしょうし、そうでなければ、市の制度に申請しても同じような結果になると思います。</p> <p>委託後も、地域まちづくり補助金を継続させた場合でも、受け手には</p>

	<p>募集の広報活動や、審査会等の進行、一採点は審査委員が行うので一採点の集計をしてもらいたいです。審査結果を受けて、正式な決定を市が行い補助金を交付する形になると思います。</p> <p>参考になる他市町村の事例があれば教えていただきたいと思います。</p>
--	--

3. その他

○事務局から、NPO・ボランティア講座の案内、災害ボランティアセンターについて説明がありました。

○事務局から、次回の協議会の開催時期について説明がありました。

事務局	次回は平成 31 年 5 月の開催を予定しております。
-----	-----------------------------

江南市市民活動団体アンケート調査票（案）

日ごろは、市民協働の推進に御協力をいただきましてありがとうございます。

この調査は、社会的課題の解決に向け活躍している市民活動団体の皆さんの活動の状況、課題、支援に対するニーズをお聞きし、市が行う市民活動支援をより良い方向に進めるためにはどうしたらいいかを検討するために行うものです。また、調査の結果は、市民協働推進事業の見直しを行う際の資料とさせていただきます。

お忙しいこととは存じますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和元年〇月 江南市長

【ご記入の注意事項】

- 1. お答えいただきましたことは、全て統計的に処理いたします。また、お寄せいただいたアンケートはこの目的以外に利用することはありません。
 - 2. この調査は、令和元年〇月〇日現在登録されている市民活動団体にお送りしています。
 - 3. 市にメールアドレスを登録している団体は、メールでも調査票をお送りしています。回答はメールでも構いません。（メールアドレスを登録していない団体も希望があれば調査票をメールでお送りいたしますので、ご連絡ください。）
- ※ 御記入いただいた調査票は、令和元年〇月〇日（〇）までに、ご回答ください。

<お問い合わせ先> 江南市 企画部 地方創生推進課 地域協働グループ
 TEL 0587-54-1111 / FAX 0587-54-0800
 E-mail kyodo@city.konan.lg.jp
 担当：原

《市からどのような支援が必要か調査するためお伺いします》

問1 団体名を教えてください

[Empty text box for organization name]

問2 活動年数を教えてください（あてはまるもの1つに〇）

- 1. 3年未満
- 2. 3年以上5年未満
- 3. 5年以上10年未満
- 4. 10年以上20年未満
- 5. 20年以上

問3 会員数を教えてください（あてはまるもの1つに〇）

※サービスを楽しむ側や、イベントに参加するだけの人は除きます

- 1. 10人未満
- 2. 10人以上20人未満
- 3. 20人以上30人未満
- 4. 30人以上50人未満
- 5. 50人以上

問4 打ち合わせや会合などで使用する施設を教えてください（あてはまるもの全てに○）

- | | | |
|------------------|-----------------------|-------------|
| 1. 会員の自宅 | 2. 団体の事務所 | 3. 民間の貸し会議室 |
| 4. 市民・協働ステーション | 5. その他の公共施設（名称：_____） | |
| 6. その他（名称：_____） | | |

問5 おおよその年間支出額を教えてください（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 1. 1万円未満 | 2. 1万円以上5万円未満 |
| 3. 5万円以上10万円未満 | 4. 10万円以上50万円未満 |
| 5. 50万円以上100万円未満 | 6. 100万円以上500万円未満 |
| 7. 500万円以上1,000万円未満 | 8. 1,000万円以上 |

問6 収入源を教えてください（最も大きいもの1つに◎、他のあてはまるもの全てに○）

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 会費収入 | 2. 会費以外の個人負担（会員の持ち出し） |
| 3. 事業収入 | 4. 行政からの補助金・助成金 |
| 5. 民間からの助成金 | 6. 寄付金 |
| 7. 業務委託費（行政からの業務委託など） | 8. その他（_____） |

問7 活動の頻度を教えてください（あてはまるもの1つに○）

※「活動」には、事務局事務、会議、イベント、その準備等を含みます

- | | | |
|------------|---------------|------------|
| 1. 週6、7回程度 | 2. 週4、5回程度 | 3. 週2、3回程度 |
| 4. 週1回程度 | 5. 月2、3回程度 | 6. 月1回程度 |
| 7. 年数回程度 | 8. その他（_____） | 9. 活動していない |

問8 現在取り組んでいる社会的な課題を教えてください（最もあてはまるもの1つに◎、他のあてはまるもの全てに○）

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. 地域における子育て・子どもの健全育成 | 2. 高齢化の進展 |
| 3. 障がいをお持ちの方の暮らし | 4. 人口の減少・過疎化 |
| 5. 地域活力の低下 | 6. 中心市街地の活性化 |
| 7. 景観の保全 | 8. 地域資産の活用 |
| 9. 自然環境の保護・地球温暖化防止 | 10. ごみの減量化・美化活動 |
| 11. 地域防災・災害時の支援 | 12. 地域防犯・安全 |
| 13. 外国人市民との共生・相互理解 | 14. 地域の伝統文化・芸能の伝承 |
| 15. 人付き合いの希薄化 | 16. 疾病予防・健康づくり・食育 |
| 17. DVの防止 | 18. 男女共同参画の推進 |
| 19. 会員の教養・芸術・スポーツの技能向上 | 20. 生涯学習の推進 |
| 21. その他（_____） | 22. 特になし |

問9 活動の中で感じている問題点や課題は何ですか（あてはまるもの3つ以内に○）

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. 活動メンバーや会員が少ない | 2. 会員の高齢化が進んでいる |
| 3. 役員のなり手がいない | 4. 新しい会員が増えない |
| 5. 会員の労力や事務的負担が大きい | 6. 会員の経済的負担が大きい |
| 7. 活動資金が不足している | 8. 活動場所が少ない |
| 9. 事務所など日頃の活動拠点が確保できない | 10. 活動をPRする手段が少ない |
| 11. 団体の運営に必要な知識が不足している | 12. 事業実施に必要な知識が不足している |
| 13. 他の団体との情報交換の機会がない | 14. 相談できる相手がない |
| 15. 地元住民や他団体の理解が得られない | 16. 市の理解・協力が得られない |
| 17. その他（ | ） |
| 18. 今のところ課題や悩みはない | |

問10 市はどのような支援に重点を置くべきだと思いますか（あてはまるもの3つ以内に○）

- | | |
|--------------------------------------|----------------------|
| 1. 市民活動に関する相談機能の充実 | 2. 市民活動に関する情報の提供 |
| 3. 市民活動団体どうしの交流の場の提供 | 4. 活動機会の提供 |
| 5. 事業者の社会貢献と市民活動を結びつける仕組みづくり | 6. 資金面の支援 |
| 7. 他団体からの助成金情報の提供 | 8. 事務所・会議室などの活動場所の確保 |
| 9. 広報媒体の援助 | 10. 市の業務の業務委託等協働の推進 |
| 11. 活動のノウハウを学ぶための講座・研修会 | 12. 事務機器など貸し出し機材の充実 |
| 13. 活動を手助けする人材を確保するための制度（個人ボランティアなど） | |
| 14. 行政職員の意識の向上 | |
| 15. その他（ | ） |

問11 団体間の交流の場はどのようなものであれば参加したいと思いますか（あてはまるもの3つ以内に○）

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 市のイベント内でのブース | 2. 市内の公共施設での交流会 |
| 3. 市内の民間施設（喫茶店等）での交流会 | 4. 講座・研修会後の交流 |
| 5. 他市町への視察を兼ねた交流会 | 6. 市民活動の発表の場を設け交流会を同時開催 |
| 7. テーマを決めた懇談会での交流 | |
| 8. その他（ | ） |
| 9. 交流の場の必要性を感じない | |

問12 情報提供はどのような方法がいいと思いますか（あてはまるもの3つ以内に○）

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| 1. 市広報 | 2. ホームページ（市HP・協働Web） |
| 3. 情報提供誌（みんなのパレット等） | 4. フェイスブック・ツイッター等のSNS |
| 5. イベントメール・メールマガジン | 6. 市民・協働ステーションでの掲示 |
| 7. その他（ | ） |

問13 講座・研修会はどのようなものであれば参加したいですか（あてはまるもの3つ以内に○）

- | | |
|------------------------------|------------------|
| 1. 組織運営のための講座 | 2. 人材育成に関する講座 |
| 3. 活動資金・助成金等の取得に関する講座 | 4. 会計処理講座 |
| 5. 広報・啓発に関する講座（HP・パンフレット作成等） | |
| 6. NPO・市民活動に関する基礎講座 | 7. 他団体の活動内容を知る講座 |
| 8. 団体活動の体験講座 | |
| 9. その他（ | ） |
| 10. 講座・研修会の必要性を感じない | |

問14 事務機器等を団体全体でシェアする仕組み（有料・無料は問わない）があれば参加しようと思いませんか

また、シェアすることができる事務機器等がありますか

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 参加する | 2. 参加しない |
| シェアできる事務機器等 | |
| （ | |
| ） | |

《市が現在行っている補助金制度について、お伺いします》

問15 江南市まちづくり補助金を申請したことがありますか（あてはまるもの1つに○）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. ある（→問17へ） | 2. ない（→問16へ） |
|--------------|--------------|

（問15で「2. ない」と回答した方へお聞きします）

問16 まちづくり補助金を申請しない理由は何ですか（あてはまるもの全てに○）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1. 資金は不足していない | 2. 手続き等に手間がかかる |
| 3. 一時しのぎにしかならない | 4. 金額が少ない |
| 5. 使い勝手が悪い | 6. 他の助成金を利用している |
| 7. 公益的な活動ではない | 8. 他の収入源がある |
| 9. 制度を知らなかった | 10. 検討もしていない |
| 11. その他（ | ） |

→問20へ

（問15で「1. ある」と回答した方へお聞きします）

問17 まちづくり補助金を活用した事業はどのような展開がありましたか

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 1. 拡大して事業を行っている（→問20へ） | 2. 継続して事業を行っている（→問20へ） |
| 3. 縮小して事業を行っている（→問18へ） | 4. 事業を中止した（→問18へ） |

(問 17 で「3. 縮小して事業を行っている」または「4. 事業を中止した」と回答した方へお聞きします)

問18 事業が縮小または中止となった理由は何ですか

- | | |
|---------------------------|----------------------|
| 1. 事業費が足りない (→問 19 へ) | 2. 人手が足りない (→問 20 へ) |
| 3. 他の事業に力を入れている (→問 20 へ) | |
| 4. その他 (|) (→問 20 へ) |

(問 18 で「1. 事業費が足りない」と回答した方へお聞きします)

問19 どのような補助金があれば活用したいと思いますか (自由記述)

--

《市の事業のさらなる発展に向け、お伺いします》

問20 これまでに市と協働による事業を行ったことはありますか (あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-----------|---|
| 1. ある (内容 |) |
| 2. ない | |

問21 市との協働を進めるうえで必要だと思うことは何ですか (あてはまるもの3つ以内に○)

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1. 協働への意識・意欲の醸成 | 2. 市政やまちづくりに関する情報提供 |
| 3. 事業を企画する能力向上 | 4. 事務を担う能力向上 (組織力・ノウハウ) |
| 5. 市と話し合う場の提供 | |
| 6. その他 (|) |
| 7. 協働の必要性を感じない | |

問22 市との協働についてどのように考えますか (あてはまるもの1つに○)

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| 1. 積極的に協働での事業に取り組みたい (→問 23 へ) | |
| 2. 内容によっては取り組みたい (→問 23 へ) | |
| 3. 協働の必要性を感じていない (→問 24 へ) | |
| 4. 関心はあるが協働の意義・効果がわからない (→問 24 へ) | |
| 5. その他 (|) (→問 24 へ) |

(問 22 で「1・2 取り組みたい」と回答した方へお聞きします)

問23 取り組みたい事業は具体的にどのようなものですか (自由記述)

--

問24 今後活動をする上で協働したい相手がありますか（あてはまるもの1つに○）

1. ある（→問25へ）

2. ない（→問27へ）

（問24で「1. ある」と回答した方へお聞きします）

問25 今後活動をする上でどの相手と協働したいですか（あてはまるもの全てに○）

1. 同じ分野の市民活動団体

2. 違う分野の市民活動団体

3. 区・町内会等の地縁組織

4. 事業者

5. 行政

6. 中間支援団体

※ボランティア団体等を支援することを目的とした団体

7. その他（

）

※市や他団体とのとの協働について貴団体の具体的な事例、問題点、提案がありましたら教えてください

問26 他団体等と協働したい理由を教えてください（あてはまるもの全てに○）

1. 他団体の人材を活用できるため

2. 他団体の資金を活用できるため

3. 他団体とノウハウ・情報を共有できるため

4. 連携することに意義があるため

5. より地域に貢献することができるため

6. 市民の信頼・理解を得やすくなるため

7. 活動の機会・場所が確保できるため

8. その他（

）

（問24で「2. ない」と回答した方へお聞きします）

問27 他の団体等と協働したくない理由を教えてください（あてはまるもの全てに○）

1. 自分たちで活動が完結しているため

2. 活動に制約ができてしまうため

3. 他団体等との調整が困難なため

4. 手続き等が煩雑なため

5. その他（

）

ご協力ありがとうございました。

江南市 地域まちづくり補助事業 令和2年度募集要領 (案)

江南市地域まちづくり補助金は・・・

地域で活動する団体などが工夫を凝らして取り組む、地域がつながり地域を良くしていこうとする事業に対して補助を行い、地域の自治力を高めていくことを目的としています。

【定義】地域：おおむね小学校区以上の範囲

募集期間：令和元年10月15日(火)～11月29日(金)



市からの課題（テーマ）も同時に募集しています。
詳しくは2ページをご覧ください。

問合せ・申請書などの提出先

江南市役所 地方創生推進課 地域協働グループ

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90

E-mail : kyodo@city.konan.lg.jp

電話：0587-54-1111（内線 348）

FAX：0587-54-0800

※申請書などの様式は、地方創生推進課でお渡しします。

また、市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.konan.lg.jp/>

くらしの情報＞市民協働・市民活動＞地域まちづくり補助事業



◆目次

対象となる事業	1
事業例	2
事業者の要件	3
事業の要件	3
補助の対象となる経費	4
手続きの流れとスケジュール	5
応募について	6
サポート・相談について	6
審査・選考方法	6
事業の実施と成果の報告	8
その他	9
交付実績	9
申請書の記載例（つながろう！連携コース）	13
申請書の記載例（ひろげよう！展開コース）	19

◆対象となる事業

対象となる事業は2コースあります。どちらか選択し、申請してください。

ひろげよう！展開コース

今、地域に何が必要で何に困っているか、地域で生活する住民だからこそ気づく地域の課題がたくさんあります。そこで「ひろげよう！展開コース」では、その解決の糸口となる地域住民の主体的な活動を応援し、この事業の実施が活動を充実させ、活動の展開・地域への定着につながることを期待します。

補助期間		補助金額	補助率
単年度補助事業		1年につき上限10万円	上限80%(千円未満切捨て)
複数年度継続事業	2年		
	3年		

※初年度申請時に、補助期間を選択してください。申請後の補助期間の変更は原則認めません。

※複数年度継続事業の2年目又は3年目の補助を計画どおり申請する場合であっても、再度申請書を提出し、審査・選考を受ける必要があります。

つながろう！連携コース

地域が今後、更に成長・発展していくためには、個々の団体の活動内容が充実していくとともに、複数の団体が力をあわせて地域の課題解決にあたるのが大切です。そこで「つながろう！連携コース」では、団体間の連携を応援し、この事業の実施が活動分野・地域の異なった団体間のネットワークづくりへとつながることを期待します。

補助期間	補助金額	補助率
1年	上限20万円	上限90%(千円未満切捨て)

※2年度目の補助金額は上限16万円、補助率上限80%(千円未満切捨て)です。

2年度目の補助を希望する場合は、再度申請をして審査を受ける必要があります。

◆事業例

これまでは、市民活動団体のみなさんが、「市民目線」から課題（テーマ）を設定し、自分の得意分野の活動を通して、課題の解決を図る事業を提案いただいていたが、市民活動団体等によっては、地域課題の把握ができず、力を生かし切れていない面があるのではないかと考えております。

そこで、市が、市民活動団体等のみなさんに、課題（テーマ）を例示して、課題解決に向けて、意欲のある市民活動団体等より事業の提案を募集します。

今年度は、次の2事業を例示して、事業を募集します。

	事業名（担当課）	課題（テーマ）	事業内容（例）
1			
各課に提案事業を募集します。			
2			

上記は、あくまでも事業例です。これまでどおり、上記の事業以外で、市民活動団体のみなさんが、「市民目線」から課題（テーマ）を設定し、自分の得意分野の活動を通して、課題の解決を図る事業も引き続き募集します。

◆事業者の要件

対象となる事業者は次のような団体です。

- ①区・町内会
- ②老人クラブ
- ③子ども会
- ④商店街振興組合
- ⑤PTA
- ⑥地域コミュニティ協議会
- ⑦NPO等市民活動団体 など

ただし、次の団体は対象外とします。

- ・政治活動または宗教活動を目的としている団体
- ・暴力団、暴力団員が役員となっている団体、または暴力団、暴力団員と密接な関係を有している団体

◆事業の要件

①両コース共通の要件

- ・営利を目的とした事業ではないこと
- ・商品の購入や製作のみを目的とした事業ではないこと
- ・地域の理解が得られる事業であること
- ・新たに始める事業であること。または、既存の事業であっても、補助を受けることで事業の拡大・発展等の効果が得られること
- ・この補助金以外の補助金などを受けていない、または、受ける予定のない事業であること
- ・同コースにおいて、過去にこの補助金を受けた事業でないこと（ただし、つながろう！連携コースについては、1事業につき2回まで補助金を受けることができます。）

②つながろう！連携コースの要件

- ・2つ以上の団体が協力して行う事業であること
- ※なお、申請時に協力して行う団体間で、事業の実施及びこの補助金の申請に関して合意が得られていることを条件とします。



◆補助の対象となる経費

補助対象経費及び補助対象外経費

	補助対象経費	補助対象外経費
(1) 報償費	団体構成員以外の講師、専門家、出演者等への報償、謝礼 ただし、団体構成員であっても、他団体から派遣され講師等をする場合は、対象とする。 なお、講師等謝礼以外で使用する場合（参加賞等）は、補助対象経費の3割を上限とする。	<ul style="list-style-type: none"> 商品券等の金券の購入代金 記念品等の購入経費
(2) 交通費	講師との打合せなどの交通費等 （公共交通機関かタクシーなど領収書が発行される交通手段）	旅行を目的としたイベントの旅費 ガソリン代
(3) 印刷費	チラシ、ポスター、報告書等の作成費や印刷費	
(4) 消耗品費	材料、消耗品等の購入費 ※1品あたり1万円以上は物品費	
(5) 物品費	1品あたり3万円を超えないもの ただし、1万円未満のものは、消耗品費として計上する。	
(6) 通信料	郵便料、運搬料	電話代、FAX代
(7) 保険料	ボランティア活動保険などの保険料	火災保険、地震保険など、家屋にかかる保険料
(8) 委託料	専門知識、技術を要する業務など、事業の一部を外部に委託した費用	
(9) 使用料、賃借料	会場等の使用料、機器類の貸借（レンタル）料等	家賃（敷金、礼金を含む）
(10) 食糧費	講師の飲み物や熱中症対策など最低限必要な飲み物 ※原則として参加者には飲み物を持参するように呼びかけること。	食事、アルコール類

※その他（事業実施のために必要な経費で、市長が認めたもの）が必要になった場合には、随時、設けることとする。

①その他の補助対象外経費

- 土地の取得、造成、補償に関する経費
- 団体の経常的な運営に関する経費（事務局経費など）
- 領収書等により支払ったことを明確にすることができない経費
- その他事業実施に直接関係のない経費、市長が社会通念上適切でないと認めた経費等

②参加者の費用負担について

- ○○づくり講座などで、参加者から材料費などとして参加料を取ることが適当な場合は、「この事業による収入」として計上してください。

◆手続きの流れとスケジュール

補助金の申請から交付、報告までは次のような流れとなります。
 交付決定は、交付年度に入ってから（4月1日以降）となります。

スケジュール	事業者	市	審査会
令和元年 10月15日（火） ～11月29日（金）	申請書提出 ※注1	受理	
令和元年 12月〇日（〇）		指摘事項	書類審査 ※注2
令和元年 12月中旬 ～令和2年 1月初旬	申請書再提出 ※注3		
令和2年 1月〇日（〇）	公開審査会		
4月1日以降		交付決定	
	概算払請求	補助金交付	
	補助金受領		
事業終了後速やかに（複数年度継続事業の場合は3月31日までに）	実績報告書提出 概算払精算		
令和3年 2月～3月末 （未定）	公開報告会		
令和3年 3月31日		補助金確定	

※注1 複数年度継続事業の2年度目以降も1年度目と同様に申請書を提出いただき、公開審査会にて採択・不採択を審査し、交付決定を行います。

※注2 書類審査会において指摘された事項は、修正し再提出が必要です。

※注3 公開審査会では、再提出された申請書で審査します。

◆応募について

①募集期間

令和元年10月15日(火)～11月29日(金)

②交付申請書

募集期間中に以下の書類を市役所地方創生推進課に提出してください。

(1) 江南市地域まちづくり補助金交付申請書

(2) 事業計画書

団体概要 ※団体の収支決算書または予算書、規約、会則等の添付必須

事業計画 ※ひろげよう！展開コースで複数年事業を申請する場合は、「3 長期事業計画」も記入してください。

(3) 申請事業収支予算書

※交付申請書等につきましては、鉛筆、消せるボールペンで記入しないよう注意してください。

※申請書の提出にあたり、相談会に必ず参加してください。

◆サポート・相談について

①サポート

中間支援団体（ボランティア団体等を支援することを目的とした団体）が、地域まちづくり補助金の制度概要や申請方法などに関する質問にお答えします。

②相談会 ※申請書の提出にあたり、相談会に必ず参加してください。

事業計画の立て方や活動内容を的確に伝える申請書の書き方などを中間支援団体と市職員が個別に相談に対応します。予約制とします。事前に市役所地方創生推進課へお申込みください。（都合により相談会に参加できない場合は、市役所地方創生推進課へご相談ください。）

日 時：令和元年 ○月○日(○) ○時～○時

○月○日(○) ○時～○時

○月○日(○) ○時～○時

場 所：市民・協働ステーション（市役所西分庁舎1階）多目的活動室

受 付：先着順（1団体1時間程度）

問合せ・申込み：地方創生推進課（Tel54-1111 内線348）

◆審査・選考方法

審査委員会で書類審査を行った後、公開での審査会を行います。応募（申請）者の方に事業の内容を説明していただきます。

※公開審査会に出席できない場合は、補助金を受けることはできません。

①公開審査会

日 時：令和2年1月○日(○) ○時～

場 所：市民・協働ステーション（市役所西分庁舎1階）

審査員：江南市地域まちづくり補助事業審査委員

②審査項目と配点

「ひろげよう！展開コース」

審査項目		配点
(1) 目的の明確性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目標は明確か。 ・事業実施によって市民協働の活動が拡大していく可能性はあるか。 	10
(2) 公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・広く江南市民の役に立つ事業であるか。 ・地域の課題解決に役立つ事業であるか。 	10
(3) 社会状況・市民ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の要求や社会状況、市民ニーズなどに即した内容であるか。 ・市民の共感が得られる事業であるか。 	10
(4) 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容、実施方法、スケジュール、予算などから見て実現可能か。 ・事業を十分に実施できる組織の体制か。 	10
(5) 情報の開示性	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動や成果報告等を積極的に行おうとしているか。 ・事業計画書、予算書等は第三者が見ても分かりやすいか。 	5
(6) 展開性	<ul style="list-style-type: none"> ・発展的活動、地域への定着・拡大が期待できるか。 ・補助期間終了後も、事業が継続される見込みはあるか。 	5
合計		50

「つながろう！連携コース」

審査項目		配点
(1) 目的の明確性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目標は明確か。 ・事業実施によって市民協働の活動が拡大していく可能性はあるか。 	10
(2) 公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・広く江南市民の役に立つ事業であるか。 ・地域の課題解決に役立つ事業であるか。 	10
(3) 社会状況・市民ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・時代の要求や社会状況、市民ニーズなどに即した内容であるか。 ・市民の共感が得られる事業であるか。 	10
(4) 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容、実施方法、スケジュール、予算などから見て実現可能か。 ・事業を十分に実施できる組織の体制か。 	5
(5) 情報の開示性	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動や成果報告等を積極的に行おうとしているか。 ・事業計画書、予算書等は第三者が見ても分かりやすいか。 	5
(6) 先駆性	<ul style="list-style-type: none"> ・内容、手法に先駆性があり、新たな事業展開が考えられるものか。 ・行政が実施するより効果的または開拓的な事業であるか。 	5
(7) 自立性	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保（会費、寄附金、協賛金等）に努めているか。 	5
合計		50

③採択方法

両コースとも、各審査員が地域まちづくり補助事業として3ページの事業の要件に適合しているか及び50点満点の評価を行い、審査員の過半数が適合すると判断し、かつ平均点が30点以上のものについて、地域まちづくり補助金の予算の範囲内において、点数の高い順から採択していきます。

(例) 予算120万円の場合(事業の要件に適合し、かつ平均点30点以上の事業を予算額内で採択)

点数	適合性※	申請額	採択
45	7/7	20万円	○
40	7/7	20万円	○
37	7/7	10万円	○
35	7/7	20万円	○
34	6/7	15万円	○
32	7/7	20万円	○
38	3/7	10万円	×
28	6/7	20万円	×

※適合性は審査員のうち事業の要件に適合すると認めた割合。
(審査員のうち適合するとした数 / 総審査員数)

累計 105万円

④交付決定、支払い

審査を経て、補助対象事業候補を決定しお知らせします。(2月中旬)

補助する事業と補助金の額の正式な決定は4月になります。

補助金は原則として概算払(全額または一部)でお支払いします。(4月下旬)

◆事業の実施と成果の報告

①事業の実施

令和2年4月~令和3年3月

※複数年度継続事業の場合は、選択した期間(2年または3年)に事業を実施していただきますが、各年度に区切って成果を報告する必要があります。

②実績報告書

事業終了後速やかに、以下の書類を提出していただきます。

複数年度継続事業の場合は、それぞれの年度において年度末までに報告書を提出していただくと共に、次年度の申請書を提出していただきます。

(1) 江南市地域まちづくり補助金実績報告書

(2) 実施報告書

※事業で作成したチラシやポスター、実施状況がわかる写真などを添付してください。

(3) 補助事業収支決算書

※必ず領収書(コピー不可)を添付してください。

③公開報告会

公開報告会(令和3年2月~3月開催予定)で、事業成果の報告をしていただきます。複数年度継続事業の場合も各年度の実施状況を報告していただきます。

◆その他

当市が必要と認めた場合は、事業の実施途中及び完了後に関わらず、事業に関する範囲内で調査及び監査を行います。

補助金の交付を受けた団体は、作成するチラシやポスターに「江南市地域まちづくり補助事業」である旨を明示してください。また、広報こうなんへの掲載やPRの場への出席など、当事業の周知に協力してください。事業で作成したチラシやポスターなどは、実績報告書とともに提出していただきます。

「公正性」「透明性」を高めるとともに地域まちづくりの促進のため、補助金の交付額、事業内容及び活動報告等については、市ホームページへの掲載その他の方法により公表します。

◆交付実績

平成30年度江南市地域まちづくり補助事業

事業名	実施団体	内容
カローリング 体験教室と カローリング大会	草井を元気にする会	子どもから高齢者まで誰でも楽しめる室内コミュニケーションスポーツ・カローリングを実施します。世代を超えて皆が集まりひとつのことに取り組み、人とのつながりや連帯感を生み出し、顔や名前を知り言葉を交わすことで、人間関係を豊かにし、地域の活性化及び高齢者の健康維持を図ります。
フェリーチェと 生演奏を楽しもう ～心繋がるコンサート ～	フェリーチェ	市内の福祉施設事業所へ訪問し、演奏会を行います。事業所と打ち合わせを行い、親しみを持って、障害に応じた対応方法を学び、より有効的なプログラムを作成します。また、それぞれの障害に応じた演奏会を実施することによって、今後長く施設の方達に必要なとされる演奏をしていき、どんな市民へも音楽を届けたいという思いを実現します。
野良猫意識改革 (地元・行政・ボラン ティア団体による三 位一体の意識改革) 第三期	こうなん地域猫の会	命の大切さを学ぶ機会をつくることで地域住民が野良猫に対する意識を変え、地域で見守る“地域猫化”により一匹でも不幸な猫を減らし、人と動物が共存できる社会を構築します。

<p>講師派遣型 介護予防教室</p>	<p>宮後第一これから会 老人クラブ</p>	<p>運動と頭の体操を取り入れた介護予防教室の開催により、高齢者の健康増進、認知症予防を行います。また、老人クラブに加入していない高齢者にも働きかけ、地域のつながりの強化を図り、将来的には講師を養成し、自立した教室の開催を目指します。</p>
<p>昔ながらの稲作で 町づくり</p>	<p>寄木 稲わら会</p>	<p>田植え、稲刈り体験、家庭用しめ縄作り、餅つき体験など、区民を主力対象とした体験行事を行います。力強い区民交流が可能となり、機械や農薬を使用しない昔ながらの手法（手植え、鎌で刈る）を取るにより自然との接点や共生を拡大し、休耕田の活用をします。</p>
<p>江南市ノルディック ウォーク推進事業</p>	<p>江南ノルディックウォーク クラブ</p>	<p>ノルディックウォーク体験教室を通じて健康的な生活習慣を身に付け、体を動かすことの重要性、歩くことへの関心を促し、継続して歩くことのできる環境を作ります。また、コミュニケーションの場所を提供することにより明るい街づくりを推進します。</p>
<p>繋がろう、 ジェンダー平等</p>	<p>江南市女性連絡協議会* ガールスカウト愛知県第11団</p>	<p>次世代の人材を多く持つガールスカウトのメンバーと一緒に活動をし、セミナーや、企画会議を実施します。男女共同参画の視点を広く理解を深める機会を創出することにより、ジェンダー平等の意識をより多くの方に広め、女性の活躍促進につなげるとともに、新たな情報を得ることにより自分の可能性を広げます。</p>

*は代表団体です。

平成31年（令和元年）度江南市地域まちづくり補助事業

事業名	実施団体	内容
講師派遣型 介護予防教室	宮後第一これから会 老人クラブ	運動と頭の体操を取り入れた介護予防教室の開催により、高齢者の健康増進、認知症予防を行います。また、老人クラブに加入していない高齢者にも働きかけ、地域のつながりの強化を図ります。指導者の育成として、参加者からの選任を目指し、自立した教室を開催していきます。
昔ながらの稲作で 町づくり	寄木 稲わら会	田植え、稲刈り体験、家庭用しめ縄作り、餅つき体験など、区民を主力対象とした体験行事を行います。力強い区民交流が可能となり、機械や農薬を使用しない昔ながらの手法（手植え、鎌で刈る）を取ることで自然との接点や共生を拡大し、休耕田の活用をします。 今年度は高齢者婦人や一人暮らしの高齢者をターゲットに活動していきます。

過去の交付事業、実施の様子は、市ホームページ「江南市地域まちづくり補助事業の今」のページでご覧いただけます。

※くらしの情報＞市民協働・市民活動＞地域まちづくり補助事業＞江南市地域まちづくり補助事業の今

http://www.city.konan.lg.jp/chiiiki_kyodo/volunteer/hojo_jigyo/hojojigyo_now.html

◆申請書の記載例（つながろう！連携コース）

江南市地域まちづくり補助金（つながろう！連携コース） 事業計画書

※スペースが不足する場合は、記入枠を拡大して記載してください。

1 団体概要

※団体の規約または会則、直近の収支決算書または予算書を添付してください。（区・町内会、老人クラブ、子供会、PTAは添付する必要はありません。）

① 代表団体

名称	〇〇〇の会					
代表者	江南 太郎	Ⓔ	設立年月	平成 20 年 4 月	会員数	10 人
住所	〒483-〇〇〇〇 江南市〇〇町〇〇〇〇番地					
連絡先	TEL : 0587-〇〇-〇〇〇〇			TEL : 0587-〇〇-〇〇〇〇		
	E-mail : kyodo@××△△.jp					
設立の目的・これまでの活動内容等						
<p>設立の目的：音楽を通じて心身を癒し、誰でも気軽に音楽を楽しみ、心穏やかに過ごすことのできる社会をつくることを目的に設立しました。</p> <p>これまでの活動内容：地域の老人クラブ、企業イベント等でコンサートを行っています。</p>						
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p>団体の設立の目的やこれまでの活動を簡単にまとめる</p> </div>						

② 連携団体（複数ある場合は、記入枠を複写し、各々の団体分記載してください。）

名称	△△△クラブ					
代表者	江南 花子	Ⓔ	設立年月	平成 21 年 4 月	会員数	48 人
住所	〒483-□□□□ 江南市□□町□□□□番地					
連絡先	TEL : 0587-□□-□□□□			TEL : 0587-□□-□□□□		
	E-mail : konan@〇〇××.jp					
設立の目的・これまでの活動内容等						
<p>設立の目的：地域の子どもに対して、文化活動、社会活動の機会の提供し、子どもの豊かな感性を伸ばし、青少年の健全育成に寄与することを目的に設立しました。</p> <p>これまでの活動内容：乳幼児保育事業、親子の自然体験教室、舞台・芸術鑑賞会、子育てに関する講演会や研修会を開催しています。</p>						

2 事業計画（令和〇〇年度に取り組もうとする活動内容）

① 事業名

気軽にクラシック

② 問題意識

事業をはじめようと思ったきっかけについて具体的に記載してください。

クラシック音楽には、ストレス解消やリラックス効果、心身の健康維持及び脳の活性化等の効果があります。

しかしながら、演奏会やコンサートと聞くと「敷居が高い」「堅苦しい」「騒がしくしてはいけない」等の理由から敬遠されがちです。

また、通常の演奏会だと休憩時間を迎えるまでに短くとも30分～1時間を超えることもあり、演奏が始まってからの退席は難しいことなどがあげられることから、子育て中のママは、小さな子ども連れではなかなか落ち着いて演奏を楽しむことができないのが現状です。

③ 目指すビジョン

②に対応して、事業を実施することでどのようにになりますか。

小さな子どもを持つ親子が参加してもらえるように、有名なクラシック曲からポップスまで親しみやすい楽曲を中心に、一緒に歌ったり、リズムに合わせて体を動かすことで、楽しみながら演奏を聴き、ストレス解消、心身の健康維持及び脳の活性化にもつながります。

また、地域の公民館や保育園、子育て支援センター等で開催することによって、同じように子育て中の親子の交流イベントとなることを目指しています。

④ 事業の内容及び実施方法

内容、方法、場所、誰・何を対象に、どれだけなど、事業の具体的な実施内容を記載してください。また、組織体制、内容、手法、情報公開など、事業実施にあたっての工夫についても記載してください。

内容：有名なクラシック曲、最近のポップスや子どもに人気の楽曲を中心とした参加型演奏会

方法：キーボード、バイオリン、サクソ、ボーカル担当が各一人ずつ演奏します。

会場：市内の公民館、保育園、子育て支援センター、市民文化会館（音楽室）等

対象：誰でも参加可（主に子育て世代対象）

時間：1時間～1時間30分のプログラム

実施内容：有名なクラシック曲をはじめ、子どもに人気の曲をみんなで演奏し、参加することで、より音楽に親しみを持ってもらいます。また、リズムに合わせて体を動かすことで自律神経の健やかな発達を促し、心と体のバランスを整えるリトミックを行います。

チラシを作成し、地区の回覧や保育園、子育て支援センター等で配布し、周知を図ります。

今回申請する事業を始めようと思ったきっかけとなる地域課題や社会的な問題について記入（これまで団体でやってきた活動の課題ではありません）

今回の事業実施によってどのような状況を目指すのか、目標を記入

できるだけ具体的に記入

⑤ 市民参加・協働の拡大

市民にどのような参加の機会を提供できますか、連携団体とどのように連携・協力していきますか。

小さな子どもを持つ家族が参加しやすい環境を整えるため、連携団体と協働して会場運営を行います。

また、保育事業等の会員に対して広報を行い、広く参加を促します。

子どもに人気のある楽曲の選定や親子でいっしょに体を動かせる振付けの作成を協働で行います。

⑥ 事業のスケジュール

準備から事業終了まで、令和〇〇年度内のスケジュールを具体的に記載してください。

日程	予定
4月中旬	連携団体と打合せ、地区の代表者や保育園、子育て支援センターと会場・日程の打合せ
5月～6月	楽曲選定、楽譜と備品の購入、練習
7月～3月	各地区で演奏会
12月〇日	市民文化会館（音楽室）で演奏会
2月～3月	次年度の楽曲選定・練習

できるだけ具体的に記入

事業実施によって地域課題や社会的な問題にどのような効果があるのか記入

⑦ 期待される効果

地域住民や今後のまちづくりに向けてどのような効果が期待できるか記載してください。

楽器の演奏を近くで聴く事によって、日常生活では体験できない音や振動を直接肌で感じることができ、五感を刺激することでストレス解消とリラックス効果が得られ、心身の健康維持及び脳の活性化につながります。

また、子育て中の親子の交流を図り、参加形式にすることによって、感動したこと、楽しかったことを互いに伝え合うことで親子のコミュニケーションのきっかけになると考えています。

⑧ 将来展望 将来の事業展開について

※今後、どのように事業を継続、展開していきますか。補助期間終了後の活動について記載してください。

今後は、さらに多くの人に音楽を聴く楽しさを体験してもらえよう、演奏会の回数を増やし、小さな子どもからシニア世代まで参加者がいっしょにリズムを感じながら体を動かせるようなプログラムを考え、ストレス解消だけではなく、心身の機能向上と生活の質の向上などを目指していきたいと考えています。

※補助期間終了後の経済的自立面について、以下の項目を選択してください。

- 参加費等の対価収入で収益を見込んでいる。
- 対価収入＋補助・寄附金等の外部資金獲得をめざしていく。
- 対価はとれないため、補助・寄附金等の外部資金獲得をめざしていく。
- その他 ※具体的方法を記載してください。

⑨ 備考

その他、アピールしたいポイントなどがあれば記載してください。

申請事業収支予算書

※スペースが不足する場合は、記入枠を拡大して記載してください。

事業名	気軽にクラシック
-----	----------

【支出】

(単位：円)

項目	予算額	内訳・積算根拠
補助対象経費	報償費	20,000 (謝礼以外：0円) 講師謝礼(リトミック指導員)5,000円×4人=20,000円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">講師等謝礼以外の報償費(参加賞等)は、補助対象経費の3割を上限</div>
	交通費	0
	印刷費	10,000 チラシ印刷代 5種類×2,000枚=10,000円
	消耗品費	42,204 楽譜(クラシック名曲集) 5,000円 楽譜 7,560円 延長コード 4,000円 マイク 7,400円、 マイクスタンド 2,800円 託児用マット 5,800円×2枚=11,600円 折り紙 540円 画用紙 540円 クレヨン 1,382円×2セット=2,764円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">1万円未満</div>
	物品費	46,450 アンプ 29,800円 スピーカー 16,650円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">1万円以上3万円未満</div>
	通信料	1,840 切手代 92円×20枚=1,840円
	保険料	24,500 来場者用傷害保険 10,000円 ボランティア保険 250円×58人
	委託料	20,000 楽曲アレンジ 1曲10,000円×2曲=20,000円
	使用料、賃借料	4,300 会場借上げ料(市民文化会館音楽室)2,150円×2区分=4,300円
	食糧費	1,250 スポーツドリンク(熱中症対策用) 125円×10本=1,250円
合計	A 170,544	
対象外経費	お菓子代	13,800 お茶菓子 13,800円
	合計	13,800 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">ガソリン代、電話代、家賃、食事等は対象外 (詳しくは、募集要領4ページ)</div>
合計	184,344	=「事業費総額」

「消耗品一式」など内容の分からない記入はしない
金額の内訳が分かるようにできるだけ具体的な数字を記入

【収入】

(単位：円)

項目	予算額	内訳・積算根拠
この事業による収入 B	10,000	参加者負担金 200円×50人=10,000円
地域まちづくり補助金 C	144,000	
自己資金 D	30,344	
合計	184,344	=「事業費総額」

※ **C**、**D** は、下記計算式により算出します。

補助対象経費合計 A	この事業による収入 B	補助率 (8 か 9)	地域まちづくり補助金 C
(170,544)	10,000	9 / 10	144,000
			(1,000円未満切捨て)

「事業費総額」	この事業による収入 B	地域まちづくり補助金 C	自己資金 D
184,344	10,000	144,000	30,344

◆申請書の記載例（ひろげよう！展開コース）

江南市地域まちづくり補助金（ひろげよう！展開コース） 事業計画書

※スペースが不足する場合は、記入枠を拡大して記載してください。

2 団体概要

名称	〇〇〇の会					
代表者	江南 太郎	Ⓜ	設立年月	平成 20 年 4 月	会員数	10 人
住所	〒483-〇〇〇〇 江南市〇〇町〇〇〇〇番地					
連絡先	TEL : 0587-〇〇-〇〇〇〇			TEL : 0587-〇〇-〇〇〇〇		
	E-mail : kyodo@××△△.jp					
設立の目的・これまでの活動内容等						
<p>設立の目的：音楽を通じて心身を癒し、誰でも気軽に音楽を楽しみ、心穏やかに過ごすことのできる社会をつくることを目的に設立しました。</p> <p>これまでの活動内容：地域の老人クラブ、企業イベント等でコンサートを行っています。</p>						

団体の設立の目的やこれまでの活動を簡単にまとめる

※団体の規約または会則、直近の収支決算書または予算書を添付してください。（区・町内会、老人クラブ、子供会、PTAは添付する必要はありません。）

2 単年度事業計画（令和〇〇年度に取り組もうとする活動内容）

① 事業名	気軽にクラシック
② 問題意識	<p>事業をはじめようと思ったきっかけについて具体的に記載してください。</p> <p>クラシック音楽には、ストレス解消やリラックス効果、心身の健康維持及び脳の活性化等の効果があります。</p> <p>しかしながら、演奏会やコンサートと聞くと「敷居が高い」「堅苦しい」「騒がしくしてはいけない」等の理由から敬遠されがちです。</p> <p>また、通常の演奏会だと休憩時間を迎えるまでに短くとも30分～1時間を超えることもあり、演奏が始まってからの退席は難しいことなどがあげられることから、子育て中のママは、小さな子ども連れではなかなか落ち着いて演奏を楽しむことができないのが現状です。</p>

今回申請する事業を始めようと思ったきっかけとなる地域課題や社会的な問題について記入（これまで団体でやってきた活動の課題ではありません）

今回事業実施によってどのような状況を目指すのか、目標を記入

③ 目指すビジョン

②に対応して、事業を実施することでどのようになりますか。市民にどのような参加の機会を提供しますか。目指す、望ましい状態を記載してください。

小さな子どもを持つ親子が気軽に参加してもらえるように、有名なクラシック曲からポップスまで親しみやすい楽曲を中心に、一緒に歌ったりして、楽しみながら演奏を聴くことで、ストレス解消、リラックス効果、心身の健康維持及び脳の活性化にもつながります。

また、地域の公民館や保育園、子育て支援センター等で開催することによって、同じように子育て中の親子の交流イベントとなることを目指しています。

できるだけ具体的に記入

④ 事業の内容及び実施方法

内容、方法、場所、誰・何を対象に、どれだけなど、事業の具体的な実施内容を記載してください。また、組織体制、内容、手法、情報公開など、事業実施にあたっての工夫についても記載してください。

内容：有名なクラシック曲、最近のポップスや子どもに人気の楽曲を中心とした参加型演奏会

方法：キーボード、バイオリン、サクソ、ボーカル担当が各一人ずつ演奏します。

会場：市内の公民館、保育園、子育て支援センター、市民文化会館（音楽室）等

対象：誰でも参加可（主に子育て世代対象）

時間：1時間～1時間30分のプログラム

実施内容：有名なクラシック曲をはじめ、子どもに人気の曲をみんなで演奏し、参加することで、より音楽に親しみを持ってもらいます。チラシを作成し、地区の回覧や保育園、子育て支援センター等で配布し、周知を図ります。

できるだけ具体的に記入

⑤ 事業のスケジュール

準備から事業終了まで、令和〇〇年度内のスケジュールを具体的に記載してください。

日程	予定
4月中旬	地区の代表者や保育園、子育て支援センターと会場・日程の打合せ
5月～6月	楽曲選定、楽譜と備品の購入、練習
7月～3月	各地区で演奏会を開催
12月〇日	市民文化会館（音楽室）で演奏会
2月～3月	次年度の楽曲選定・練習

事業実施によって地域課題や社会的な問題にどのような効果があるのか記入

⑥ 期待される効果

地域住民や今後のまちづくりに向けてどのような効果が期待できるか記載してください。

楽器の演奏を近くで聴く事によって、日常生活では体験できない音や振動を直接肌で感じることができ、五感を刺激することでストレス解消とリラックス効果が得られ、心身の健康維持及び脳の活性化につながります。

また、子育て中の親子の交流を図り、参加形式にすることによって、感動したこと、楽しかったことを互いに伝え合うことで家族のコミュニケーションのきっかけになると考えています。

⑦ 将来展望 将来の事業展開について

※今後、どのように事業を継続、展開していきますか。補助期間終了後の活動について記載してください。

今後は、さらに多くの人に音楽を聴く楽しさを体験してもらえよう、演奏会の回数を増やし、小さな子どもからシニア世代まで参加者がいっしょにリズムを感じながら体を動かせるようなプログラムを考え、ストレス解消だけではなく、心身の機能向上と生活の質の向上などを目指していきたいと考えています。

※補助期間終了後の経済的自立面について、以下の項目を選択してください。

- 参加費等の対価収入で収益を見込んでいる。
- 対価収入+補助・寄附金等の外部資金獲得をめざしていく。
- 対価はとれないため、補助・寄附金等の外部資金獲得をめざしていく。
- その他 ※具体的方法を記載してください。

⑧ 備考

その他、アピールしたいポイントなどがあれば記載してください。

3 長期事業計画（複数年事業を申請する場合に記載）

① 事業計画 ※各々の年度の事業の概要を記載してください。

	2年目	3年目
	演奏会の場所や回数を増やし、多くの方に音楽を身近に体験してもらう活動を進めていきます。さらに、参加者がいっしょにリズムに合わせて体を動かすプログラムも実施していきます。	老人施設やサロン等にも訪問し、外出の機会が余りないシニア世代の方々に生演奏を聴いてもらい、いっしょに歌うことによって、ストレス解消、心身の機能向上、脳の活性化を促していきます。

② 予算額

(単位:円)

		2年目	3年目
事業費総額		110,000	110,000
財源内訳	事業収入	0	0
	補助金申請額	88,000	88,000
	自己資金	22,000	22,000

申請事業収支予算書

※スペースが不足する場合は、記入枠を拡大して記載してください。

事業名	気軽にクラシック
-----	----------

【支出】

(単位：円)

項目		予算額	内訳・積算根拠
補助対象経費	報償費	0	(謝礼以外：0円)
	交通費	0	講師等謝礼以外の報償費(参加賞等)は、補助対象経費の3割を上限
	印刷費	10,000	チラシ印刷代 5種類×2,000枚=10,000円
	消耗品費	26,760	楽譜(クラシック名曲集) 5,000円 楽譜 7,560円 延長コード 4,000円 マイク 7,400円、 マイクスタンド 2,800円 1万円未満
	物品費	46,450	アンプ 29,800円 スピーカー 16,650円 1万円以上3万円未満
	通信料	1,840	切手代 92円×20枚=1,840円
	保険料	11,000	来場者用傷害保険 10,000円 ボランティア保険 250円×10人
	委託料	20,000	楽曲アレンジ 1曲10,000円×2曲=20,000円
	使用料、賃借料	4,300	会場借上げ料(市民文化会館音楽室) 2,150円×2区分=4,300円
	食糧費	0	
	合計 A	120,350	
	対象外経費	お菓子代	13,800
お茶		6,000	打合せ用 125円×月4回×12ヶ月=6,000円
合計		19,800	ガソリン代、電話代、家賃、食事等は対象外です。 (詳しくは、募集要領4ページ)
合計	140,150	=「事業費総額」	

【収入】

(単位：円)

項目	予算額	内訳・積算根拠
この事業による収入 B	10,000	参加者負担金 200円×50人=10,000円
地域まちづくり補助金 C	88,000	
自己資金 D	42,150	
合計	140,150	=「事業費総額」

「消耗品一式」など内容の分からない記入はしない
金額の内訳が分かるようにできるだけ具体的な数字を記入

※ **C**、**D** は、下記計算式により算出します。

補助対象経費合計 A	この事業による収入 B	補助率 (8 か 9)	地域まちづくり補助金 C
(120,350)	10,000	× 8 /10	= 88,000

(1,000 円未満切捨て)

「事業費総額」	この事業による収入 B	地域まちづくり補助金 C	自己資金 D
140,150	10,000	88,000	= 42,150

求む! アイデア力!!

令和2年度分

地域まちづくり補助事業

募集開始

令和元年11月29日まで

補助金の額

「継続は力なり」続ける力を養おう。(1団体でも申請できます。)

① ひろげよう! 展開コース : 上限**10**万円

「三本の矢」連携から生まれる力があります。

② つながろう! 連携コース : 上限**20**万円

応募相談会

申請書の書き方などについて中間支援団体(ボランティア団体等を中立的な立場で支援することを目的とした団体)が個別に相談を受け付けます。相談時間は1団体につき1時間程度で、予約制です。

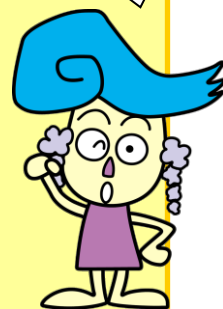
《日時》 ○/○ (水) ○時~○時

○/○ (水) ○時~○時

○/○ (水) ○時~○時

《場所》 市民・協働ステーション(市役所西分庁舎1階)

相談会には
必ず参加し
てね!



江南市役所 地方創生推進課

TEL 54-1111(内線 348) FAX 54-0800
E-mail kyodo@city.konan.lg.jp

令和 2 年度江南市地域まちづくり補助事業審査要領（案）

1. 補助金の交付決定の方法

(1) 補助金は、江南市地域まちづくり補助事業審査委員会が申請事業について、補助金交付の適否及び補助金の額を審査し、その審査結果を受けて市長が決定します。

審査は次の方法で行います。

① 書類審査：補助金の交付申請として提出いただいた書類の審査

② 公開審査：申請者によるプレゼンテーション（5分）と審査委員からの質疑と応答

(2) 当該年度の予算の範囲内で、審査基準に示す点数の高い順に対象事業を採択します。

2. 審査員（江南市地域まちづくり補助事業審査委員会委員）

市民協働・市民活動推進協議会委員のうち、互選された委員 5 名（学識経験者含む）と企画部長及び地方創生推進課長が、審査員として審査を行います。

専門性や中立的な立場から審査をするため、できるだけ申請者と直接関わりのない委員を選任することとし、学識経験者を含めるものとします。

3. 審査基準

審査項目は、各コースで、次のような内容を判断の視点とします。

各審査委員が地域まちづくり補助事業としての適合性及び 50 点満点の評価を行い、審査委員の過半数が適合すると判断し、かつ平均点が 30 点以上の申請事業を地域まちづくり補助金の予算の範囲内において、点数の高い順から補助金の対象事業とします。（申請者と直接関わりのある委員は、当該申請事業の審査には参加しません。）

「両コース共通の項目」

(1) 目標の明確性

- ・事業の目標は明確か。
- ・事業の実施によって市民協働の活動が拡大していく可能性はあるか。

(2) 公益性

- ・広く江南市民の役に立つ事業であるか。
- ・地域の課題解決に役立つ事業であるか。
- ・市民の参加や参画が推進される内容になっているか。
- ・団体構成員の親睦または構成員相互の利益となる事業にならないか。

(3) 社会状況・市民ニーズの把握

- ・時代の要求や社会状況、市民ニーズなどに即した内容になっているか。
- ・市民に共感が得られる事業であるか。

(4) 実現性

- ・ 事業内容は実現可能なものか。
- ・ 事業の実施方法、スケジュール、予算などから見て実現可能か。
- ・ 事業を十分に実施できる組織の体制か。
- ・ 事業内容と事業費のバランスはよいか（費用対効果はどうか）。

(5) 情報の開示性

- ・ 広報活動や成果報告等を積極的に行おうとしているか。
- ・ 事業計画書、予算書等は第三者が見ても分かりやすくなっているか。

「ひろげよう！展開コースの項目」

(6) 展開性

- ・ 発展的活動、地域への定着・拡大が期待できるか。
- ・ 補助期間終了後も、事業が継続される見込みはあるか。

「つながろう！連携コースの項目」

(7) 先駆性

- ・ 内容、手法に先駆性があり、新たな事業展開が考えられるものか。
- ・ 行政が実施するより効果的または開拓的な事業であるか。
- ・ 市民団体としての活動の特性が上手く活かされている事業であるか。

(8) 自立性

- ・ 補助金だけに頼らず、自己努力による資金確保（会費、寄付金、協賛金等）に努めているか。
- ・ 補助金を得られなくなった場合でも活動を継続できるか。

4. 補助事業実施報告会・評価

補助金実績報告書を提出するとともに、公開の報告会を開催しますので、その場において事業実施の報告を行っていただきます。

◇令和2年度江南市地域まちづくり補助事業審査委員会委員

(任期は令和2年3月31日までとする。)

氏名	区分	備考	
	<p style="text-align: center;">次回の推進協議会にて委員を決定します。</p>		
片野 富男	企画部長		
河田 正広	江南市市民協働・市民活動推進協議会委員	地方創生推進課長	

江南市地域まちづくり補助事業審査票

～ひろげよう！展開コース～

審査委員名

申請事業名	
団体名	

※該当する点数に○印をつけてください。

【満点50点】

① 目的の明確性

明確である	⇔	やや明確である	⇔	明確でない						
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

② 公益性

高い公益性がある	⇔	公益性がある	⇔	公益性がない						
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

③ 社会状況・市民ニーズの把握

十分把握されている	⇔	把握されている	⇔	不十分である						
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

④ 実現性

実現性が高い	⇔	実現性がある	⇔	実現性がない						
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

⑤ 情報の開示性

十分である	⇔	ややある	⇔	不十分である	
5	4	3	2	1	0

⑥ 展開性

拡大・継続が見込める	⇔	やや見込める	⇔	見込めない	
5	4	3	2	1	0

評点合計

江南市地域まちづくり補助事業の要件に適合しないと判断する場合はチェックしてください。

※審査員意見欄（特記すべき事項をご記入ください。）

江南市地域まちづくり補助事業審査票

～つながろう！連携コース～

審査委員名

申請事業名	
団体名	

※該当する点数に○印をつけてください。

【満点50点】

① 目的の明確性

明確である	⇔	やや明確である	⇔	明確でない
1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0				

② 公益性

高い公益性がある	⇔	公益性がある	⇔	公益性がない
1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0				

③ 社会状況・市民ニーズの把握

十分把握されている	⇔	把握されている	⇔	不十分である
1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0				

④ 実現性

実現性が高い	⇔	実現性がある	⇔	実現性がない
5 4 3 2 1 0				

⑤ 情報の開示性

十分である	⇔	ややある	⇔	不十分である
5 4 3 2 1 0				

⑥ 先駆性

拡大・継続が見込める	⇔	やや見込める	⇔	見込めない
5 4 3 2 1 0				

⑦ 自立性

十分自立性がある	⇔	ややある	⇔	自立性がない
5 4 3 2 1 0				

評点合計

江南市地域まちづくり補助事業の要件に適合しないと判断する場合はチェックしてください。

※審査員意見欄（特記すべき事項をご記入ください。）

布袋駅東複合公共施設 交流スペースの機能の見直しについて（案）

※下記のうち、下線部について見直しを行い機能に加えられるよう検討しています。

●事務室

建設要件	用途	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の貸館業務等を行う執務スペース ・相談業務 		
	設置数	1 室		
	利用人数	職員	4 人	机の設置は 4 人（常時は 2 名）
		利用者	最大 8 人	
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・交流スペースの閉館時に事務室を区切られるように、交流コーナーの間にはシャッターを設置すること。 ・交流コーナーに面する位置にローカウンターを設置するスペースを確保すること。 ・ローカウンターの外側に、貸ロッカー及び貸レターケースを設置するスペースを設けること。(交流スペースの閉館時は貸ロッカー、貸レターケースはシャッター内に配置) <u>・壁面のうち一面(4,500mm 以上)には奥行 350mm 以上、高さ 1,050mm 以上の造りつけ収納棚（高さ調節可能、扉付）を設置すること。</u> ・壁面のうち一面（窓や造りつけ収納棚がある面以外）の仕上げをマグネット対応とすること。（縦 2000 mm・横幅 2000 mm 以上） ・床材は、清掃がしやすく耐水性のある衛生的な素材とし、濡れても滑りにくいものとする。 ・窓を設置する場合は、ブラインド又はカーテン等視線を遮ることができるものを設置すること。 <u>・会議室各室と直通通話できる電話回線を設置し、外線（内線）用電話機に接続し通話できること。</u> 		
	他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・交流コーナーと隣接させること。 		
	建設設備要件	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセントは、4 箇所（8 口）以上設置すること。 		
	必要備品等	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・鍵付きロッカー <li style="width: 33%;">・レターケース <li style="width: 33%;">・手揚げ金庫 <li style="width: 33%;">・ローカウンター <li style="width: 33%;"><u>・ハイカウンター</u> <li style="width: 33%;"><u>・造りつけ収納庫</u> <li style="width: 33%;">・パーティション <li style="width: 33%;">・事務机 <li style="width: 33%;">・事務椅子 <li style="width: 33%;"><u>・会議用テーブル</u> <li style="width: 33%;"><u>・椅子</u> <li style="width: 33%;">・壁掛け時計 		

●会議室

建設要件	用途	<ul style="list-style-type: none"> ・区・町内会等の会議 ・職員（交流スペース職員以外も含む）による会議等 	
	設置数	3室	
	利用人数	最大150人	大会議室：150人（椅子のみ） （中会議室：24人程度×2、小会議室：16人程度×1に分割可能） 収納庫
	職員利用者		
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・中会議室2室と小会議室1室に3分割利用できるように、可動間仕切りで区切られるようにすること。 ・分割利用する際に、隣室の音が出るだけ聞こえないように防音に配慮すること。 ・分割利用する際に、各室でプロジェクター投影に対応できるように壁面を白色とすること。 ・床材は、清掃がしやすく耐水性のある衛生的な素材とし、濡れても滑りにくいものとする。 ・窓には、ブラインド又はカーテン等視線を遮ることができるものを設置すること。なお、プロジェクター投影に対応するため、遮光性のあるものとする。 ・出入口のある壁面には、「利用中」か「空室」が分かるようにスライド式サインを設置すること。 ・<u>利用者名や利用内容、利用予約等の情報を表示する電子掲示板を各室の出入口に設置すること。</u> ・<u>電子掲示板の内容の入力作業は、事務室から行えること。</u> ・<u>事務室と直通通話できる専用回線の電話を各室に設置すること。</u> ・<u>収納庫は会議室側、廊下側のそれぞれに出入口を設けること。</u> 	
建設設備要件	<ul style="list-style-type: none"> ・大会議室で利用するための天吊りスクリーン（手動式）、天吊りプロジェクターを設置すること。 ・据付音響機器一式に対応する設備を設置する。 ・据付音響機器の操作は、端側に位置する中会議室に設置し、室ごとに分割して音量調節できること。 ・プロジェクターから出力される音源を、据付音響機器に接続して出力できること。 ・コンセントは、プロジェクター用に3箇所（6口）設置すること。また、分割利用した際の各室に2箇所（4口）以上設置すること。 		
必要備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・机 ・椅子 ・ホワイトボード ・据付音響機器マイクシステム ・天吊りスクリーン（手動式） ・天吊りプロジェクター ・壁掛け時計 ・<u>電子掲示板</u> 		

●交流コーナー

建設要件	用途	・意見交換、情報提供を行うスペース		
	設置数	1 室		
	利用人数	職員	— 人	
		利用者	最大 12 人	
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・壁で仕切らず、オープンな空間とすること。 ・事務室に面する位置にローカウンターを設置すること。また、交流スペースの閉館時に事務室を区切られるように、交流コーナーとの間にはシャッターを設置すること。 ・床材は、清掃がしやすく耐水性のある衛生的な素材とし、濡れても滑りにくいものとする。 ・窓がある場合は網戸をつけ、ブラインド又はカーテン等視線を遮ることができるものを設置すること。 ・自動販売機 1 台を置くスペースを確保すること。 ・壁面の一部はマグネットで掲示できるようにすること。(縦 2000mm・横幅 1800mm 以上) 		
	他室との関係	・事務室と隣接させること		
	建設設備要件	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセントは、2 箇所以上設置し、そのうち 1 箇所は自動販売機用とすること。 ・湯沸スペースを設置すること。 		
必要備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機 ・パンフレットラック ・椅子 ・丸テーブル ・掲示板 ・オープン収納庫 ・壁掛け時計 			

●作業コーナー

建設要件	用途	・書類の印刷、紙折り、製本等		
	設置数	1 室		
	利用人数	職員	— 人	
		利用者	最大 8 人	
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷時等の音が外部に漏れにくいように配慮すること。 ・作業用の机・椅子の他、複合機、大型印刷機、裁断機、丁合機を設置するスペースを確保すること。 ・床材は、清掃がしやすく耐水性のある衛生的な素材とし、濡れても滑りにくいものとする。 		
	他室との関係	・事務室と隣接させること		
	建設設備要件	・コンセントは、4 箇所（アース付、6 口）以上を設置する。		
必要備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機 ・印刷機 ・裁断機 ・大型印刷機 ・丁合機 ・作業机 ・椅子 			

布袋駅東複合公共施設 供用開始までのスケジュール

資料6

会議開催月(予定)



直営

指定管理

人員配置、業務内容、運営等についての検討

提言書の作成

提言書の提出

提言書の内容を踏まえて、運営委託の仕様書に盛り込みたい内容の検討
 ※運営形態が直営、指定管理のどちらになるのか未定。運営形態によって仕様書の完成時期が異なってくるため、内容の検討時期については運営形態が確定したのちに決定予定。

12月

運用仕様書(案)完成

供用開始

8月頃

委託仕様書(案)完成

10月頃

プロポーザル開催

1月頃

契約書(案)完成

契約・供用開始

令和元年度江南市市民協働・市民活動推進協議会 スケジュール予定

委嘱期間：令和2年9月20日まで

回数	日程	内容
第8回会議	5月23日(木)	1. 地域まちづくり補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の振り返り ・ NPO・ボランティア団体向けアンケート ・ 地域まちづくり補助事業募集要領、審査要領の確認 2. 市民・協働ステーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 布袋駅東複合公共施設整備事業 要求水準書の変更について ・ 布袋駅東複合公共施設供用開始までのスケジュールについて 3. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の推進協議会のスケジュール及び内容について
第9回会議	8月頃	1. 地域まちづくり補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域まちづくり補助事業募集要領、審査要領の確定 ・ 地域まちづくり補助事業審査員、相談員の決定 ・ アンケート結果の報告 2. 市民・協働ステーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 布袋駅東複合公共施設運用についての検討
第10回会議	11月頃	1. 地域まちづくり補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応募の状況報告 2. 市民・協働ステーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 布袋駅東複合公共施設運用についての検討
第11回会議	2月頃	1. 地域まちづくり補助事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域まちづくり補助事業(令和2年度)採択団体報告 ・ 公開審査会の振り返り 2. 市民・協働ステーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 布袋駅東複合公共施設運用についての検討